

大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業
重要保秘義務の遵守に関する誓約書

西暦 年 月 日

大阪府知事 様
大阪市長 様

応募者の名称：

(応募企業又は代表企業)

所在地

商号又は名称

代表者肩書

代表者名

(代理人署名 印)

当社は、今般、大阪府・大阪市（以下「府市」といいます。）が2019年12月24日付けで公表（2021年3月19日付け修正公表）した「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業」募集要項（以下「募集要項」といいます。）に基づき、本事業の提案及び対話（以下「本提案等」といいます。）を行うにあたり、「重要保秘義務対象資料の開示対象者名簿兼アクセス権申込書」に名前が記載された個人にのみ府市が貸与する資料（以下「重要保秘義務対象資料」といいます。）の貸与を受けることを希望します。

重要保秘義務対象資料の提供を受け、府市との対話（以下「本対話」といいます。本誓約書の提出以降、新たに追加された検討項目に対して府市と行う対話を含みます。）を行うに当たっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。なお、本誓約書上の用語の定義は本誓約書上で特に定める場合を除き募集要項の定める定義に従います。

記

第1条（利用の目的）

- 1 当社は、重要保秘義務対象資料及び府市から開示又は提供された重要保秘義務対象資料に関する一切の情報（以下、これらを「重要保秘情報等」と総称します。）を本提案等の準備及び実施以外の目的のために利用しません。
- 2 当社は、当社又は当社以外の開示対象者（参照第2条2項）が本誓約書に違反した場合、参加登録が取り消される可能性があることを理解しています。

第2条（秘密の保持）

- 1 当社は重要保秘情報等を府市の重要秘密として保持します。
- 2 当社における重要保秘情報等の開示範囲は、当社が提出した「重要保秘義務対象資料の開示対象者名簿兼アクセス権申込書」記載の個人（以下「開示対象者」といいます。）に限り
ます。

- 3 当社は、社内外にかかわらず、開示対象者以外の者には重要保秘情報等を一切、開示又は漏洩しません。但し、法律、命令、条例等（以下「法令等」といいます。）により開示の義務が課される場合はこの限りではありません。
- 4 当社は、「重要保秘義務対象資料の開示対象者名簿兼アクセス権申込書」並びに当社及び他の開示対象者の所属する法人が記載した誓約書をすべて府市に提出し、府市から受理通知を受けるまでは、開示者対象者に対して重要保秘情報等を開示しません。

第3条（情報の管理義務）

- 1 当社は、重要保秘情報等が、府市又は当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に提供された場合には、府市又は情報提供者の業務又は事業に重大な影響を与えるものであることを了解し、重要保秘情報等を善良な管理者としての注意をもって取り扱います。
- 2 当社は、重要保秘情報等について、インターネットへのアップロードやファックス送信等の方法で情報のやり取りを行いません。また、重要保秘情報等をメールに添付して送信する場合にはパスワードの設定及び誤送信の防止その他情報漏洩を防止するための適切な措置を講じます。
- 3 当社は、在職中か退職後かにかかわらず、役員又は従業員による重要保秘情報等の開示及び漏洩を予防するための適切な措置を講じます。

第4条（個人情報の取扱い）

府市から提供を受けた情報のうち個人情報に該当するものについては、当社は、本誓約書の定める義務に加えて、個人情報の保護に関する法令等に従って、適切に利用保持及び管理を行うことを約束します。

第5条（存続期間）

本誓約書に基づき当社が負う義務は、第7条に定める破棄義務の履行の有無に関わらず、本提案等の終了後においても存続するものとします。

第6条（損害賠償義務）

- 1 当社は、当社から重要保秘情報等が漏洩した場合又はその兆候がある場合には、速やかに府市に報告した上で、府市の指示に従って次の事項について対応いたします。
 - (1) 事実関係の把握
 - (2) 重要保秘情報等の漏洩により影響を受ける可能性がある者（同情報により識別される者、府市への情報提供者を含みますがこれに限りません。以下「関係者」といいます。）に対する通知
 - (3) 原因の究明と再発防止
 - (4) 重要保秘情報等の返還、廃棄等
 - (5) その他対応を要する事項
- 2 当社から重要保秘情報等が漏洩した場合及び当社が本誓約書に違反した場合、当社は、それにより府市又は第三者（関係者を含みますがこれに限りません。）に生じた損害を賠償することを約束します。

第7条（重要保秘義務対象資料の破棄）

- 1 当社は、重要保秘義務対象資料（その印刷物、複写物、複製及びハードディスク等の記録媒体への記録を含むがこれに限りません。）を、提案審査書類を提出しないこと若しくは設置運営事業予定者に選定されなかったことが明らかになった日又は府市が破棄期限として指定する日のいずれか早い日までにすべて自己の責任と費用において復元不能な方法で破棄・消去することを約束します。
- 2 法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、決定、命令等により重要保秘義務対象資料の全部又は一部を保持することが義務付けられているため、前項の規定により重要保秘義務対象資料を破棄することができない場合、当社は、その理由を付して破棄予定日を通知することとし、情報保持を義務付けられた期間が経過する等により情報保持義務等がその後終了したときは、速やかに当該重要保秘義務対象資料をすべて破棄することを約束します。
- 3 当社は、前2項の規定に基づき重要保秘義務対象資料を破棄したときは、府市に対し、「重要保秘義務対象資料破棄義務の遵守に関する報告書」の提出をもって、その旨報告します。